

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 1 地球規模の環境の保全

(施策番号) (評価対象施策)

-1-(1) (1)地球温暖化対策

(目標) 2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。

(下位目標)

1. 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2%相当分削減する。
2. 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を1990年比で総排出量の0.5%相当分削減する。
3. 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年比で総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。
4. 2005年以内に全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。
5. 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。
6. 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。
7. 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。
8. 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である3.9%を確保する。

(事務事業)

- ア. エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進
- イ. 非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進
- ウ. 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進
- エ. 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化
- オ. 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進
- カ. 温室効果ガス吸収源対策の推進
- キ. 京都メカニズムの利用
- ク. 国際的連携の確保

-1-(2) (2)オゾン層保護対策

(目標) オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。

(下位目標)

1. オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。
2. オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。
3. 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。
4. モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。

(事務事業)

- ア. オゾン層の状況等の監視・観測及び結果の公表
- イ. オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化の推進
- ウ. オゾン層破壊物質の回収・破壊の推進
- エ. 国際協力の推進

-1-(3) (3)酸性雨・黄砂対策

(目標) 東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。

(下位目標)

1. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動を推進する。
2. 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。
3. 酸性雨に関する国際協力を推進する。
4. モニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じた黄砂の発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。

(事務事業)

- ア. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の拡充・強化
- イ. 国内における酸性雨モニタリングの適切な実施
- ウ. 酸性雨問題の防止に向けた国際協力の推進

-1-(4) (4)海洋環境の保全

(目標) 国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。

(下位目標)

1. 条約等の規定にもとづき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。
2. 条約等にもとづき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質の排出にかかる規制を推進する。
3. 油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。
4. 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に基づく取組を推進する。

(事務事業)

- ア. 廃棄物の海洋投入処分に係る規制の国内体制の整備
- イ. 船舶からの油、有害液体物質等廃棄物の排出規制
- ウ. 事故時に備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応の実施
- エ. 国際機関及び国際的枠組みの下での取組の推進

基本施策 - 2 大気環境の保全 (地球規模の大気環境の保全を除く。)

(1) 大気汚染対策

-2-(1-1) **(1-1)固定発生源対策**

(目標) 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。

(下位目標)

1. 硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。
2. 有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する。

(事務事業)

- ア. 工場・事業場の排出規制
- イ. 有害大気汚染物質排出抑制対策

-2-(1-2) **(1-2)自動車排出ガス対策**

(目標) 環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。

(下位目標)

1. 自動車NOx・PM法の対策地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。
2. 低公害車の普及促進を図る。

(事務事業)

- ア. 自動車単体規制
- イ. 自動車NOx・PM総量削減対策
- ウ. 低公害車の普及促進

-2-(1-3) **(1-3)基礎調査・監視測定体制の整備等**

(目標) 今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

(下位目標)

1. 大気環境監視体制の整備・データの公表を進める。
2. 種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。

(事務事業)

- ア. 大気環境監視体制の整備・データの公表
- イ. 有害大気汚染物質のモニタリング
- ウ. 環境中の放射性物質等に関する測定データの蓄積等
- エ. DEP、PM2.5に関する科学的知見の充実
- オ. 環境基準の設定調査
- カ. 船舶・航空機対策調査
- キ. その他の対策

-2-(2) **(2)大気生活環境対策**

(目標) 環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。

(下位目標)

1. 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。
2. 騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。
3. 振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。
4. 悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。
5. ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。
6. 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。

(事務事業)

- ア. 騒音対策
- イ. 振動対策
- ウ. 悪臭対策
- エ. ヒートアイランド対策
- オ. 光害対策

基本施策 - 3 水環境の保全

-3-(1) (1)流域の視点から見た水環境の保全

(目標) 人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。

(下位目標)

1. 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質等について、安全性評価を行うとともに、環境中検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。
2. 水生生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。
3. 流域全体を視野においた、健全な水循環の確保の観点から、地下水位の回復・湧水の復活等の適正な地下水位の維持も含めた水環境保全のための取組を推進する。
4. 小中学生や市民団体等による水生生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。

(事務事業)

- ア. 環境基準の設定・見直し
- イ. 環境保全上健全な水循環の確保に資する施策の推進

-3-(2) (2)水利用の各段階における負荷の低減

(目標) 各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。

(下位目標)

1. 特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。
2. 生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。
3. 有害物質の地下浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。
4. 底質汚染対策を推進する。

(事務事業)

- ア. 負荷低減対策
- イ. 地下水汚染対策
- ウ. 底質汚染対策

-3-(3) (3)閉鎖性水域における水環境の保全

(目標) 発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。

(下位目標)

1. 第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD、窒素及び磷に係る汚濁負荷の削減を図る。
2. 総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全する。
3. 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善等を図る。
4. 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。

(事務事業)

- ア. 水質総量規制
- イ. 瀬戸内海の環境保全
- ウ. 有明海等対策
- エ. 湖沼環境保全対策

-3-(4) (4)水環境の監視等の体制の整備

(目標) 水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。

(下位目標)

1. 水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。
2. 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。
3. 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。

(事務事業)

- ア. 水質環境総合管理情報システムの開発運営等
- イ. 監視測定体制の充実等

基本施策 - 4 土壌環境の保全

-4 **土壌環境の保全**

(目標) 有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。

(下位目標)

1. 環境基準の設定、見直しを行う。
2. 農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。
3. 市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。

(事務事業)

- ア. 環境基準の設定調査
- イ. 農用地の土壌汚染対策の推進
- ウ. 市街地等の土壌汚染対策の推進

基本施策 - 5 地盤環境の保全

-5 地盤環境の保全

(目標) 地盤沈下を防止する。

(下位目標)

1. 湧水時を含め地下水採取による地盤沈下の防止及び地下工事による地盤沈下を防止する。
2. 地下水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水位の維持に努める。

(事務事業)

- ア. 地盤沈下対策の推進
- イ. 地盤環境、水循環に係る施策の推進

基本施策 - 6 廃棄物・リサイクル対策

-6-(1) (1)循環型社会の形成の推進のための基本措置

(目標) 循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。

(下位目標)

1. 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
2. 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告(循環型社会白書)を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。

(事務事業)

- ア. 循環型社会形成推進基本計画の策定等
- イ. 循環型社会形成に関する情報収集・調査の実施
- ウ. 循環型社会形成に関する普及啓発の推進
- エ. 広域臨海環境整備センター事業の推進

-6-(2) (2)循環資源の適正な循環的な利用の推進

(目標) 各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。

(下位目標)

1. 容器包装のリサイクルを推進する。
2. 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。
3. 食品循環資源のリサイクルを推進する。
4. 建設資材のリサイクルを推進する。
5. パソコン、小型二次電池のリサイクルを推進する。
6. 廃自動車等のリサイクルを推進する。

(事務事業)

- ア. 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)の施行
- イ. 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施
- ウ. 先進的なリサイクル施設への支援の実施

-6-(3) (3)一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)

(目標) 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。

(下位目標)

1. 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。
2. 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。
3. 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。
4. 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。
5. 廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。
6. 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。

(事務事業)

- ア. 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進
- イ. 廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進
- ウ. 地方公共団体による施策の適切な推進等の確保のための措置
- エ. 生活環境保全のための処理基準の設定等、一般廃棄物の適正処理の推進

-6-(4) (4)産業廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)

(目標) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。

(下位目標)

1. 産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。
2. 産業廃棄物のリサイクル率を、平成9年度に対し、平成22年度において、41%から47%に増加させる。
3. 産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。
4. 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g - T E Q / 年以下とする。
5. 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(P C B) 廃棄物の処理を完了する。

(事務事業)

- ア. 排出事業者責任の徹底
- イ. 生活環境保全のための処理基準の設定等
- ウ. 産業廃棄物行政の円滑な実施・違法行為への厳格な対応
- エ. 全国的に納得の得られる適正な処理体制(処理の受け皿)の回復・確保
- オ. 国際協力・国際調和の推進
- カ. ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進

-6-(5) (5)廃棄物の不法投棄の防止等

(目標) 廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。

(下位目標)

1. 産業廃棄物の不法投案件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。
2. 平成16年度から5年以内に、5,000トンを超える産業廃棄物の不法投案件数を0にする。
3. 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。
4. 化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。

(事務事業)

- ア. 不法投棄等の不適正処理対策の実施
- イ. 廃棄物等の適正な輸出入の確保
- ウ. 特別管理廃棄物の適正な処理の確保

-6-(6) (6)浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進

(目標) 河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。

(下位目標)

1. 浄化槽を整備促進する。

(事務事業)

- ア. 浄化槽設置整備事業の実施
- イ. 浄化槽市町村整備推進事業
- ウ. 浄化槽の普及啓発

基本施策 - 7 化学物質対策

-7-(1) (1)環境リスクの評価

(目標) 化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。

(下位目標)

1. 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。
2. 「環境ホルモン戦略計画'98(SPEED'98)」に基づき、45物質以上について、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECDの試験法の開発に協力する。
3. PRTR対象物質などのうち、平成13年度から16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。

(事務事業)

- ア. 化学物質による環境汚染の実態把握
- イ. 内分泌かく乱化学物質の有害性評価等
- ウ. 体系的な環境リスク評価の推進

-7-(2) (2)環境リスクの管理

(目標) ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

(下位目標)

1. ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割を削減、維持する。環境基準の達成率を100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。
2. 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。
3. 化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。

(事務事業)

- ア. ダイオキシン類対策
- イ. 農薬汚染防止対策
- ウ. 化学物質の審査・規制等

-7-(3) (3)リスクコミュニケーションの推進

(目標) PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供を行う。

(下位目標)

1. PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。
2. 化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備(化学物質ファクトシート等)、人材(化学物質アドバイザー)の育成・活用による対話の推進を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民、産業、行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的に開催する。

(事務事業)

- ア. PRTRデータの円滑な集計・公表等
- イ. リスクコミュニケーションに必要な情報の整備、人材の育成等

-7-(4) (4)国際協調による取組の推進

(目標) 化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携協力を図る。

(下位目標)

1. 化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。

(事務事業)

- ア. POPs条約等への対応
- イ. 我が国へのGHSの導入
- ウ. OECD等との連携強化

-7-(5) (5)国内における毒ガス弾等対策

(目標) 国内における毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を推進する。

(事務事業)

- ア. 安全性確認調査等
- イ. 毒ガス弾等に関する調査研究

基本施策 - 8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進

-8-(1) (1)生物多様性の確保に係る施策の総合的推進

(目標) 生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。

(下位目標)

1. 新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。
2. 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。
3. 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

(事務事業)

- ア. 生物多様性国家戦略の点検を通じた関連施策の推進
- イ. 自然環境保全基礎調査の推進
- ウ. 国際協力

-8-(2) (2)自然環境の保全

(目標) 原生的な自然及びすぐれた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。

(下位目標)

1. 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。
2. 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。
3. 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。
4. 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)確保とそのネットワーク化を推進する。
5. 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。

(事務事業)

- ア. 自然環境保全地域等の保全管理
- イ. 国立公園の保全管理
- ウ. 二次的自然環境の維持形成
- エ. 湿地の保全

-8-(3) (3)自然環境の再生

(目標) 生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、N G O等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。

(事務事業)

- ア. 自然再生事業の実施

-8-(4) (4)野生動物の保護管理

(目標) 希少野生動物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。

(下位目標)

1. レッドリスト等に記載されている希少野生動物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。
2. 希少野生動物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。
3. 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防する。
4. 生態系等に被害を及ぼす外来種生物への対策に必要な法整備を進める。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の確な運用により遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。

(事務事業)

- ア. 希少野生動物種の調査とリストアップ
- イ. 希少野生動物の保全
- ウ. 野生鳥獣の保護管理
- エ. 外来生物及び遺伝子組換え生物対策

-8-(5) (5)動物の愛護及び管理

(目標) 動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。

(下位目標)

1. 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。
2. 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取り組みへの支援を行い、動物の適正飼養を推進する。
3. 改正法施行後の動物愛護に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた動物の飼養保管基準の見直しを行う。

(事務事業)

- ア. 動物愛護管理の普及啓発
- イ. 都道府県等による動物愛護管理の取組への支援
- ウ. 動物愛護管理に関する基準・指針等の策定等

-8-(6) (6)自然とのふれあいの推進

(目標) 自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。

(下位目標)

1. 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貫湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。
2. 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ(インターネット自然研究所)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実に努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。
3. 国立・国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や山里等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。
4. 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び適正利用等に関する調査やふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。

(事務事業)

- ア. 自然とのふれあい活動のサポート
- イ. 自然とのふれあう機会や情報の提供
- ウ. 自然とのふれあいの場の整備
- エ. 温泉の保護と適正利用

基本施策 - 9 国際的取組に係る施策

-9-(1) (1)地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保

(目標) 環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。

(下位目標)

1. 貿易と環境の相互支持性を強化する。
2. 持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。
3. 人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策などについて調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。
4. 「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。
5. アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。
6. アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクトを推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。
7. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。

(事務事業)

- ア. 地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保
- イ. 調査研究、監視・観測等に係る国際的な貢献と連携の確保

-9-(2) (2)開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力

(目標) 開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。

(下位目標)

1. 開発途上地域の環境の保全へ協力する。
2. 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。
3. 国際協力の実施等にあたっての環境配慮を行う。
4. 国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。

(事務事業)

- ア. 開発途上地域の環境の保全への協力
- イ. 地方公共団体又は民間団体等による活動の推進
- ウ. 国際協力の実施等にあたっての環境配慮
- エ. 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 1 環境基本計画の効果的実施

-1 環境基本計画の効果的実施

(目標) 環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。

(下位目標)

1. あらゆる主体における環境配慮の推進。
2. 環境基本計画の見直しに向けた検討を進める。

(事務事業)

- ア. 環境保全経費の見積り方針の調整及び取りまとめ
- イ. 国等の各主体の活動への環境配慮の織り込み
- ウ. 環境保全意識等の向上のための啓発
- エ. 次期環境基本計画における方向性の検討

基本施策 - 2 環境教育・環境学習の推進

-2

環境教育・環境学習の推進

(目標) 国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。

(下位目標)

1. 環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。
また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本的知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。
更に環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。
2. 国・地方自治体・事業者がその職員等に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。
3. 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について情報を提供する。
また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する(平成16年度から運用開始)。
4. 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、こどもエコクラブなどの各種の学習の機会を提供等の施策を進める。
5. 地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。
6. 国際的な視点からも環境教育に取り組む必要があるため、日中韓3か国環境教育ネットワーク(TEEN)等において環境教育に関する情報交換・交流等を図る。

(事務事業)

- ア. 人材の育成
- イ. プログラムの整備
- ウ. 情報の提供
- エ. 場や機会の拡大
- オ. 各主体の取組の支援、連携の強化
- カ. 国際交流・協力

基本施策 - 3 環境パートナーシップの形成

-3 環境パートナーシップの形成

(目標) NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。

(下位目標)

1. 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NGO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。
2. 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。

(事務事業)

- ア. ネットワーク構築による取組の促進やパートナーシップによる政策形成の推進による民間団体への支援
- イ. 国民との直接対話によるパートナーシップの促進

基本施策 - 4 環境と経済の統合に向けた取組

-4-(1) (1)経済活動における環境配慮の徹底

(目標) する。

(下位目標)

1. 税制優遇措置や税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資する方向に努める。
2. 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。

(事務事業)

- ア. 経済的手法の活用
- イ. 事業者の自主的な環境保全活動の推進

-4-(2) (2)環境保全型産業活動の促進

(目標) 環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。

(下位目標)

1. 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。
2. より広い分野・品目でグリーン購入をするため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が制度的に実施されることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。

(事務事業)

- ア. 環境に配慮した製品・サービスの普及促進
- イ. 環境ビジネスの振興

基本施策 - 5 環境アセスメント

-5-(1) (1)環境影響評価制度の運営及び充実

(目標) 環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。

(下位目標)

1. 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、事業に反映されること。
2. 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。
3. 国民に環境影響評価制度が理解され、適正な意見が提出され、適切に事業に反映されること。
4. 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。
5. 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。

(事務事業)

- ア. 環境影響評価制度の運営
- イ. 情報の整備・提供の推進
- ウ. 住民意見形成の促進
- エ. 技術手法の向上
- オ. 環境影響評価の適正な審査
- カ. 環境影響評価後のフォロー

-5-(2) (2)戦略的環境アセスメントの推進

(目標) 国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。

(下位目標)

1. 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。
2. 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。
3. 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。

(事務事業)

- ア. 戦略的環境アセスメントの推進

基本施策 - 6 環境に配慮した地域づくりの支援

-6

環境に配慮した地域づくりの支援

(目標) 地域に対する取組支援と地域間の連携を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。

(下位目標)

1. 全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりに向けた取組を進める。
2. 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。
3. 二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と、雇用の創出等による地域経済活性化を同時に実現し、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施する。

(事務事業)

- ア. 環境に配慮した地域づくりの支援
- イ. 地域環境情報の収集・提供

基本施策 - 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

-7 **試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等**

(目標) 環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。

(下位目標)

1. 環境分野における競争的資金を拡充する。
2. 独立行政法人国立環境研究所における中期目標を達成する。
3. ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。
4. 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。
5. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書における我が国の研究者による研究成果の引用貢献度を、同第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。
6. 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。
7. 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶によるモニタリングシステムの構築を目指す。

(事務事業)

- ア. 試験研究及び監視・観測の充実
- イ. 適正な技術の振興

基本施策 - 8 公害防止計画の推進

- 8

公害防止計画の推進

(目標) 公害の著しい地域等を解消する。

(下位目標)

1. 公害防止計画の推進により公害防止計画策定地域を構成する市区町村数を減少させる。

(事務事業)

- ア. 公害防止計画の推進

基本施策 - 9 環境保健対策

- 9 -(1) (1)公害健康被害対策(補償・予防)

(目標) 公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。

(下位目標)

1. 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。
2. 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。

(事務事業)

- ア. 公害健康被害の補償
- イ. 公害健康被害の予防

- 9 -(2) (2)水俣病対策

(目標) 水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。

(下位目標)

1. 平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。
2. 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。

(事務事業)

- ア. 水俣病対策

- 9 -(3) (3)環境保健に関する調査研究の推進

(目標) 国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染の関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。

(事務事業)

- ア. 環境保健に関する調査研究の推進

基本施策 - 10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備

- 10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備

(目標) 環境情報の体系的整備・提供や、「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。

(下位目標)

1. 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。
2. 「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。
3. 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。

(事務事業)

- ア. 環境情報等の体系的な整備(収集、整理、加工)及び国民等への分かりやすい形での提供
- イ. 申請・届出等手続のオンライン化(電子化)の推進
- ウ. 地方環境対策調査官事務所の体制整備
- エ. 研修の実施